

(仮称) 東通白糠風力発電事業
環境影響評価方法書
補足説明資料

令和6年5月

株式会社岡山建設

風力部会 補足説明資料 目次

1.	(事業計画) 配置計画について【近藤顧問 方法書 p. 6】	1
2.	(事業計画) 発電所の設備の配置計画について (非公開)【水鳥顧問 方法書 p. 7】	1
3.	(事業計画) 造成地緑化について【阿部顧問 方法書 p. 10】	3
4.	(事業計画) 累積影響について【阿部顧問 方法書 p. 16】	3
5.	(水環境) 主要な河川及び海域の状況【水鳥顧問 方法書 p. 30】	3
6.	(水環境) 調査、予測及び評価の手法について【水鳥顧問 方法書 p. 199】	4
7.	(水環境) 調査、予測及び評価の手法について【水鳥顧問 方法書 p. 199】	4
8.	(水環境) 調査、予測及び評価の手法について【中村顧問 方法書 p. 199】	4
9.	(水環境) 水質調査地点の設定根拠について【水鳥顧問 方法書 p. 200】	5
10.	(水環境) 水質調査地点について【中村顧問 方法書 p. 201】	6
11.	(動植物) 鳥類等の重要な生息地について【中村顧問 方法 p. 79~80、p. 100~102】	6
12.	(動植物) 食物連鎖模式図について【鈴木顧問 方法書 p. 99】	7
13.	(動植物) 河川の魚類・漁業による利用について【岩田顧問 方法書 p. 123、p. 205】	7
14.	(動植物) 魚類及び底生動物調査地点設定根拠について【岩田顧問 方法書 p. 213】	7
15.	(動植物) 死骸調査の実施是非について【阿部顧問 方法書 p. 217~218】	8
16.	(動植物) 累積影響について【阿部顧問 方法書 p. 219~220】	8
17.	(動植物) 植物の調査、予測及び評価の手法について【鈴木顧問 方法書 p. 229~230】	8
18.	(動植物) 植物の調査位置について【鈴木顧問 方法書 p. 232】	9
19.	(動植物) 生態系調査について【阿部顧問 方法書 p. 237】	9
20.	(騒音・超低周波音) チェックリスト方法書)No. 32 (非公開)【方法書 p. 197】	10

1. (事業計画) 配置計画について 【近藤顧問 方法書 p.6】

住民意見3にもありますが、風車事故時の影響を考えれば重要インフラである東通原送電線と重なる部分には風車は建設しないほうがよいのではないのでしょうか。重要インフラ周辺には風車を建設しないという内規を持っている事業者さんもありますが、御社の基本的な考えをお聞かせください。

(事業者の見解)

重要インフラに影響を及ぼさないように、設備から十分に離隔を取って風力発電機の配置検討を行います。

2. (事業計画) 発電所の設備の配置計画について (非公開) 【水鳥顧問 方法書 p.7】

現時点の計画で結構ですので、風力発電機の配置計画を教えてください。

(事業者の見解)

現在の風力発電機の配置計画は、図1のとおりです。

具体的な風力発電機の配置は、今後の環境影響評価の結果等に基づき、適切に検討してまいります。

※事業計画検討中のため、非公開とします。

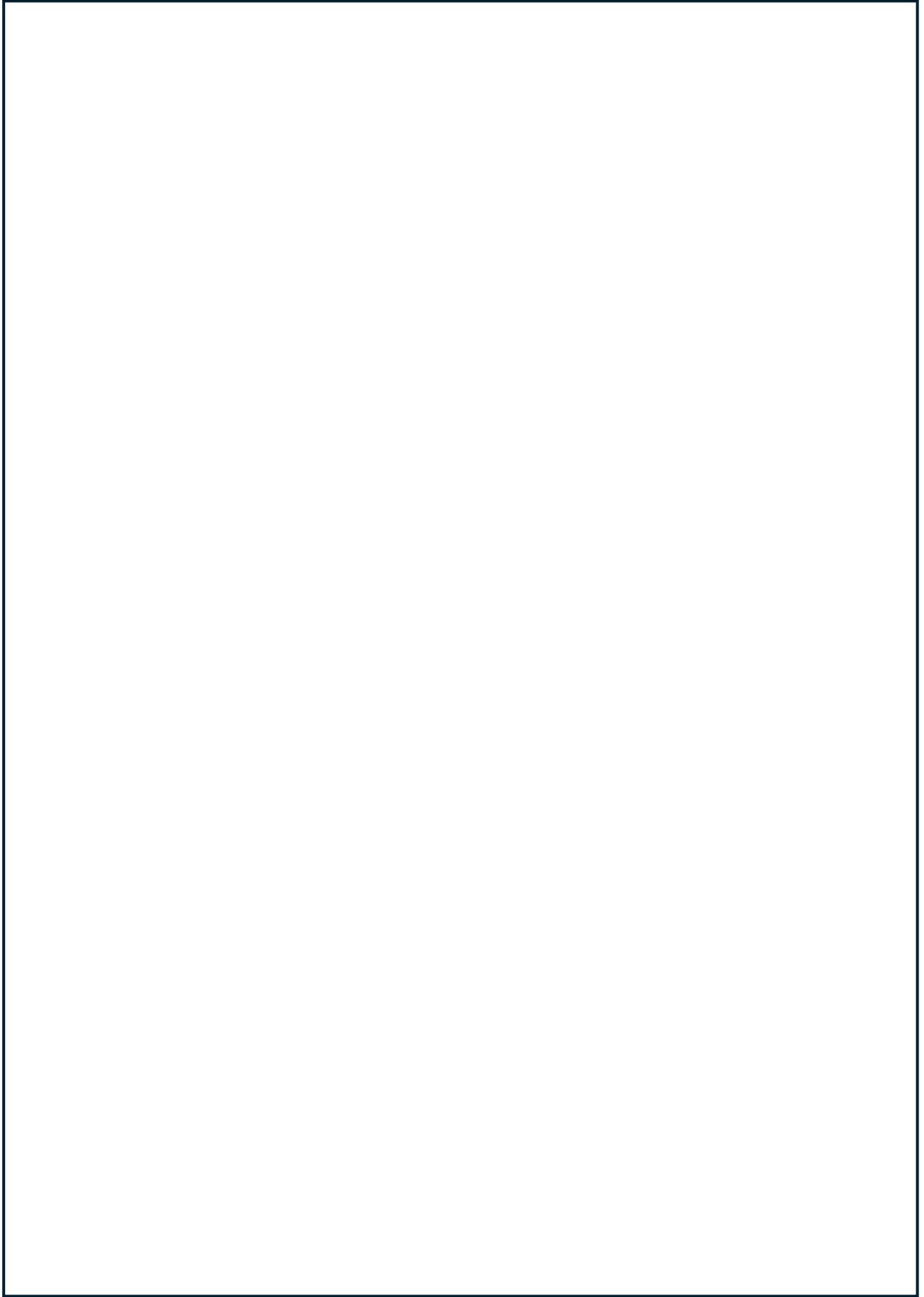


図 1 風力発電機の配置計画 (非公開)

3. (事業計画) 造成地緑化について【阿部顧問 方法書 p. 10】

緑化に伴う修景計画については、準備書において、緑化箇所・断面、緑化工法、種子として使用する種などについて具体的に記載するようお願いします。

(事業者の見解)

緑化に伴う修景計画については、準備書において具体的に記載いたします。

4. (事業計画) 累積影響について【阿部顧問 方法書 p. 16】

周辺で多くの風力発電事業が計画されていますが、準備書において他事業の影響や累積的影響をどのように取り扱う予定でしょうか？

(事業者の見解)

本事業と他事業との累積的な影響については、騒音・超低周波音、風車の影、鳥類、景観の影響の可能性が考えられます。準備書の段階において、他事業の諸元の収集に努めるとともに、必要性を検討した上で累積的影響の予測を行います。

5. (水環境) 主要な河川及び海域の状況【水鳥顧問 方法書 p. 30】

沢筋の所在は濁水到達推定結果の評価に大きく影響しますので、現地調査において地元ヒアリングを含め、新たな沢筋の調査をお願いします。

(事業者の見解)

今後、現地調査、地元ヒアリングを行い、可能な範囲で新たな沢筋を確認・記録し、予測・評価に活用いたします。

なお、方法書 p199 の「(3) 流れの状況」は誤記でした。「(3) 常時水流の確認」に訂正いたします。

6. (水環境) 調査、予測及び評価の手法について【水鳥顧問 方法書 p. 199】

- ① 浮遊物質量の状況、【現地調査】の「1 降雨医女実施する。」は、「1 降雨以上実施する。」の間違いと思われます。
- ② (2)と(3)に「流れの状況」が重複して存在しますが、どちらが正しいのでしょうか？

(事業者の見解)

- ① ご指摘ありがとうございます。誤記でした。「降雨時調査は1 降雨以上実施する。」に訂正いたします。
- ② (2)が正しく、(3)は流れの状況ではなく「常時水流の確認」のための記載です。

7. (水環境) 調査、予測及び評価の手法について【水鳥顧問 方法書 p. 199】

最近の気象状況を踏まえ、降雨条件として降雨時調査時における時間最大降雨量だけでなく、集中豪雨的な強雨時の降雨条件についても検討してください。

(事業者の見解)

方法書に記載のとおり、集中豪雨時の沈砂池機能確認のため、沈砂池排水口での浮遊物質予測にあたっては、降雨時調査を行った際の周辺気象官署における最大時間雨量に加えて、10年確率雨量を用いて予測を行います。

8. (水環境) 調査、予測及び評価の手法について【中村顧問 方法書 p. 199】

浮遊物質量の降雨時調査時期を述べた記述において、「降雨時調査は1 降雨医女実施する」とありますが、誤字だろうと思います。適宜修正ください。

(事業者の見解)

ご指摘ありがとうございます。誤記でした。「降雨時調査は1 降雨以上実施する」に訂正いたします。

9. (水環境) 水質調査地点の設定根拠について【水鳥顧問 方法書 p. 200】

- ① 水質の調査地点の設定根拠が一律の記載となっておりますが、それぞれに独立した設定根拠が記載できるのではないのでしょうか？少なくとも水質 1～3 は同じ小老部川に設定されており、例えば各々がターゲットとする濁水発生源が異なるなど、設定根拠の違いを明確に記載していただきたい。
- ② 水質 4 や 5 の設定された河川や沢については、可能な範囲で極力対象事業実施区域に近い上流域に設定するよう努力、検討していただきたい。

(事業者の見解)

- ① 水質 1 は、主に対象事業実施区域のうち道路拡幅部分の影響を評価するために設定いたしました。また、水質 2、水質 3 は、風車ヤード改変部分の影響を評価するために設定いたしました。準備書においては、設定根拠の違いがわかるような記載にいたします。
- ② 水質予測にあたっては、沈砂池排水が常時水流に到達した場合に、降雨時調査結果を使って濁水到達先河川への影響を予測する予定です。従いまして、水質調査結果のうち実際に予測に使用するのは、降雨時調査結果ということになります。
降雨時には、河川への上り下りで足を滑らせ落水する危険があること、アクセス道路もぬかるんだり倒木や倒竹、落石の恐れがあり、最悪現地に閉じ込められてしまう恐れがあること、降雨時調査と平水時調査を異なる地点で実施した場合には、当該河川に濁りの状況が、降雨時だけ濁るのか、平水時でも濁っているのかの判断ができなくなることから、水質調査地点は、降雨時調査を安全に実施できる場所を選定しております。水質 4 については、この地点より上流域が東通原子力発電所の構内に当たるため、調査が困難という事情もありました。地点 4 及び地点 5 については、再度、現地確認を行い、極力対象事業実施区域に近い上流域に設定することを検討いたします。

10. (水環境) 水質調査地点について【中村顧問 方法書 p. 201】

現段階では詳細な風車の配置と工事計画が未定で、排水の方向も不明ですが、予定されている水質調査地点を見ますと、水質 5 で代表される集水域は広めで、多数の排水の影響を受ける可能性があるように拝見しました。また、水質 4 の地点も、より上流側に調査地点を設定することはできないでしょうか。

さらに、p. 224 の魚類・底生動物調査地点を見ますと、水質調査地点よりも多数であり、場所も異なるようです。もちろん魚類・底生動物調査地点は水質調査地点と一致させる必要はないと思いますが、それらの調査地点でも採水は行われるものと思いますので、水質を測定されては(適宜、水質調査地点に加えては)いかがでしょうか。

(事業者の見解)

水質予測にあたっては、沈砂池排水が常時水流に到達した場合に、降雨時調査結果を使って濁水到達先河川への影響を予測する予定です。従いまして、水質調査結果のうち実際に使用するの
は、降雨時調査結果ということになります。

降雨時には、河川への上り下りで足を滑らせ落水する危険があること、アクセス道路もぬかるんだり倒木や倒竹、落石の恐れがあり、最悪現地に閉じ込められてしまう恐れがあること、降雨時調査と平水時調査を異なる地点で実施した場合には、当該河川に濁りの状況が、降雨時だけ濁るのか、平水時でも濁っているのかの判断ができなるため、水質調査地点は降雨時調査を安全に実施できる場所を選定していることから、生物調査地点よりも下流になりました。水質 4 については、この地点より上流域が東通原子力発電所の構内に当たるため、調査が困難という事情もありました。

地点 4 及び地点 5 については、再度、現地確認を行い、極力対象事業実施区域に近い上流域に設定することを検討いたします。

11. (動植物) 鳥類等の重要な生息地について【中村顧問 方法 p. 79~80、p. 100~102】

事業実施区域周辺には、海成段丘と砂丘に挟まれた、砂丘の後輩湿地等が点在していますし、その一部は生物多様性の観点から重要度が高い湿地として「猿ヶ森砂丘と後背湿地」があり、また近接した原発敷地周辺にも自然植生度が 10 の湿地周辺の場所があるようです。これらの価値について、例えば鳥の利用の観点から調べた文献などはないのでしょうか？

(事業者の見解)

「東通原子力発電所 1・2号機新設に係る事後調査結果報告書(平成 24 年度)」(東京電力株式会社)が既存資料としてあることを把握しておりますが、他社事業の調査報告書であるため、報告書のデータ等を本方法書に引用していません。

当該報告書では湿地と昆虫類、底生動物、植物に注目した調査がされており、方法書に引用はしていませんが、掲載されている重要な種等の情報については参考にしております。

12. (動植物) 食物連鎖模式図について【鈴木顧問 方法書 p. 99】

ハタネズミが昆虫食として示されていますが、食性は植物食と思います。記載のないカモシカ、タヌキ、コウモリ類なども重要と思います。また、「水生昆虫類」とありますが、肉食昆虫としてトンボ類があげられているので、具体的な種名を示してください。幼虫と成虫の別は必要ありませんか。

(事業者の見解)

ハタネズミについては稀に昆虫を採食することもあるようですが、基本的には植物食であり、昆虫類を好む当該地域のネズミ類としてはヒメネズミが適切であったと考えます。

カモシカ、タヌキ、コウモリ類、水生昆虫類なども今後実施する現地調査において確認された代表的な種については、当該地域の食物連鎖を適切に反映させた模式図に明示し、準備書にて掲載する考えです。

13. (動植物) 河川の魚類・漁業による利用について【岩田顧問 方法書 p. 123、p. 205】

老部川ではサケ・マスの増殖事業が行われているようですので、遡河する魚種や時期、保護水面などについての情報も記述することを御検討下さい。

(事業者の見解)

遡河する魚種や時期、保護水面などの情報について、老部川内水面漁業協同組合や青森県などの関係機関からも情報収集を行い、生息種の保護を考慮した上で、準備書にて記述することを検討いたします。

14. (動植物) 魚類及び底生動物調査地点設定根拠について【岩田顧問 方法書 p. 213】

調査地点は河川形態などを考慮して設定されていると推察されますので、より具体的な設定理由の記述を御検討下さい。

(事業者の見解)

方法書に記載の調査地点は集水域や水量等の状況を踏まえて設定しておりますが、現地調査を実施する際には、さらに川床や周囲の植生等も考慮した上で適切な場所で実施いたします。調査実施した地点の設定理由及び河川情報（川床、川幅、周囲の植生等）については準備書にて記載いたします。

15. (動植物) 死骸調査の実施是非について【阿部顧問 方法書 p. 217~218】

北側の既設発電所での死骸調査は困難でしょうか？

(事業者の見解)

北側の既設風力発電所はユーラスエナジー様の小田野沢 WF ですが、本事業のアセスメント調査で他事業者の区域内に入場し死骸調査を実施することは安全管理・保障上困難と考えております。

16. (動植物) 累積影響について【阿部顧問 方法書 p. 219~220】

希少猛禽類や渡り鳥の調査において、既設発電所での挙動が把握できるように調査しておく、影響予測に活用することができると思います。

(事業者の見解)

希少猛禽類や渡り鳥の調査において、既設風力発電所も視野に含むよう地点を設定しており、既設風力発電機周辺での希少猛禽類及び渡り鳥の挙動に留意して調査データを収集する考えです。

17. (動植物) 植物の調査、予測及び評価の手法について【鈴木顧問 方法書 p. 229~230】

- ① 「種子植物その他主な植物に関する植物相」、「植物種（シダ植物以上の高等植物）」とありますが、維管束植物が良いではありませんか。湿原等がある場合は、ミズゴケ類等のコケ類としてはいかがでしょうか。
- ② 植生調査期間に春がありませんが、春植物で特徴づけられる植物群落もあるので、臨機応変にご対応下さい。

(事業者の見解)

- ① 維管束植物と記載するよういたします。また、湿原等があった場合には、ミズゴケ類について記録するよういたします。
- ② 春季植物相調査において春植物で特徴づけられる植物群落が確認された場合は、適宜記録をし、臨機応変に対応いたします。

18. (動植物) 植物の調査位置について【鈴木顧問 方法書 p. 232】

「植物の調査位置」とありますが、地勢図などのより広範囲地域での当該地域を示す場合は位置図が良いと思いますが、当該地域の中でのことであれば「調査範囲」ではありませんか。

(事業者の見解)

植物の調査位置図タイトルについて、方法書時点では「植物の調査範囲」が適切であり、訂正させていただきます。

19. (動植物) 生態系調査について【阿部顧問 方法書 p. 237】

典型性の餌種・餌量調査において「樹林植生タイプに調査地点を設定し」となっていますが、草地性鳥類の餌量は調査しないのでしょうか？

(事業者の見解)

対象事業実施区域内にはススキ群団があり、草地性鳥類の餌量調査地点として選定しておりますが、表 4. 2-1 (38) の記載がその点を踏まえた記載となっております。正しくは「樹林及び草地植生タイプに地点を設定し、(以下省略)」と訂正させていただきます。

20. (騒音・超低周波音) チェックリスト方法書)No. 32 (非公開) 【方法書 p. 197】
騒音調査地点の妥当性を検討するため、騒音の調査地点の状況(写真等)が把握できるものとなっているか。

(事業者の見解)

調査地点の詳細図面を、図 2 及び図 3 にお示しいたします。

※個人情報保護のため、非公開とします。

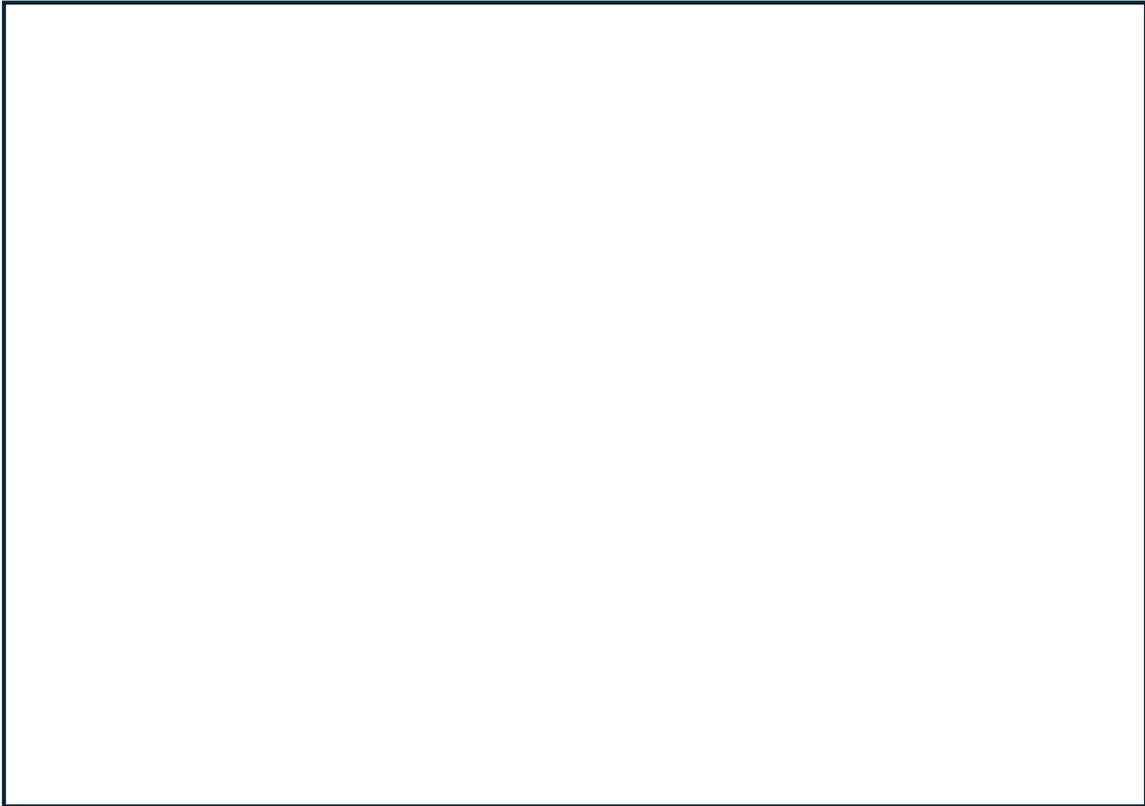


図 2(1) 騒音 1

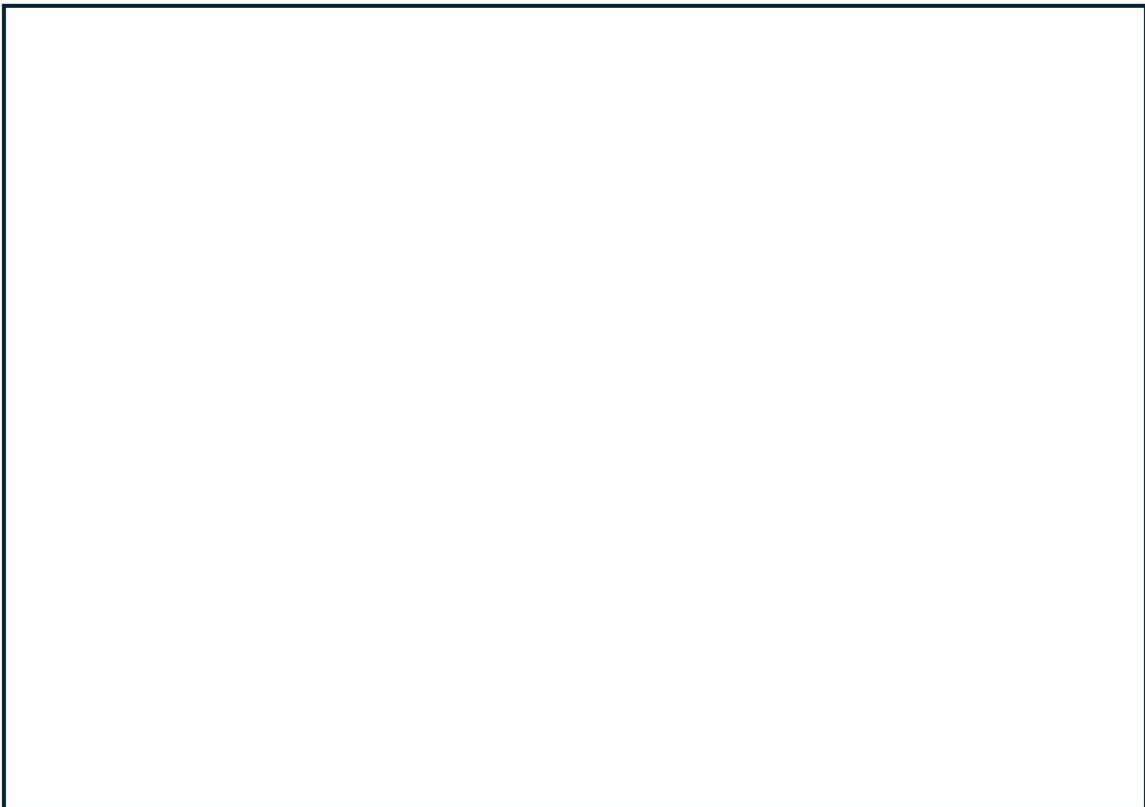


図 3(1) 騒音 1 (航空写真)

※個人情報保護のため、非公開とします。

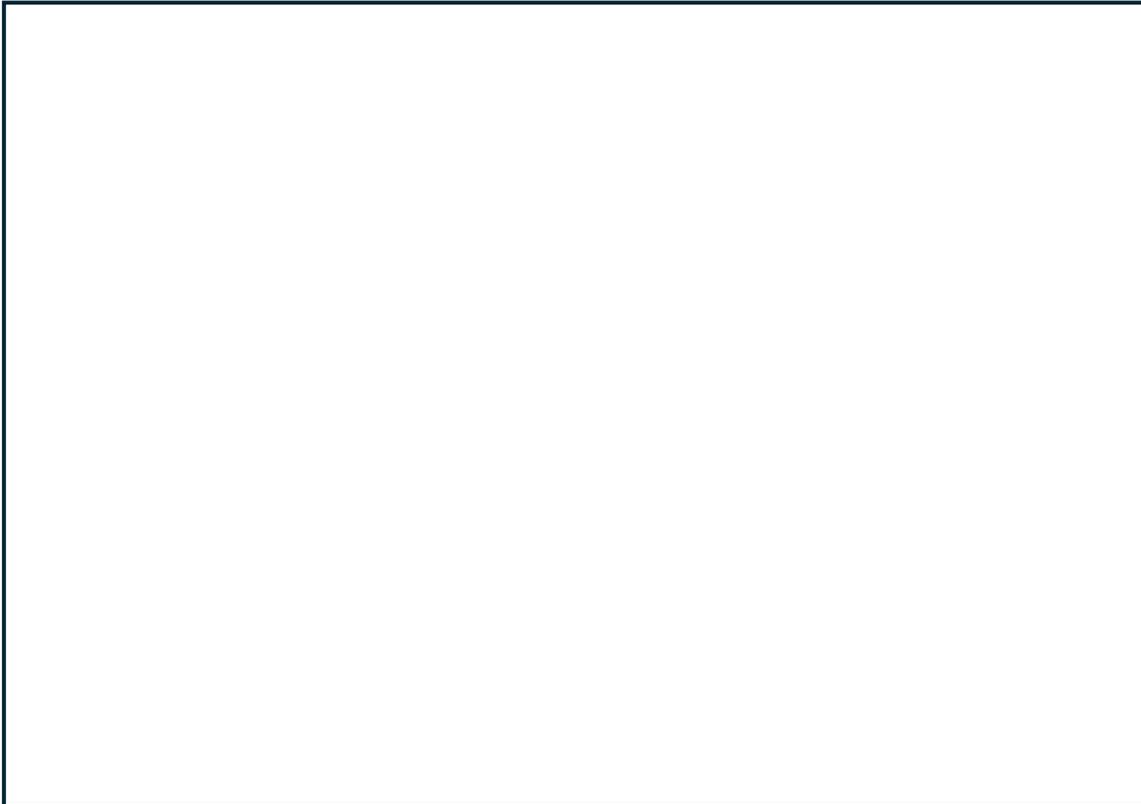


図 2(2) 騒音 2

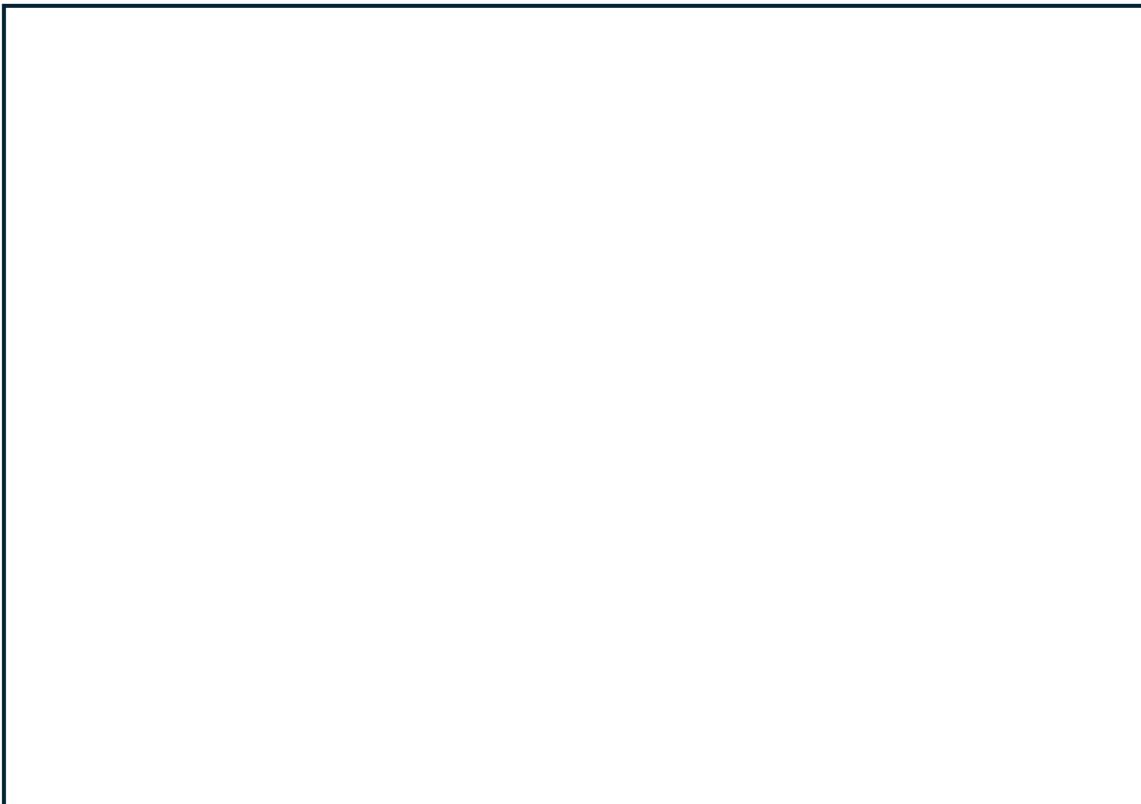


図 3(2) 騒音 2 (航空写真)

※個人情報保護のため、非公開とします。